

無償提供をヒアリングの対象とした場合の具体的対応案

不適切な状態を何ら指摘しないことに対する批判を受けないためにもヒアリングの対象としつつ、同時に、監査人に過度の負担と責任を課さない対応としては、以下の対応案が考えられる。

(案1):

「会計帳簿の記載に当たっての留意事項」に無償提供の記載方法を明示した上で、ヒアリングの冒頭において概括的に「会計帳簿の記載に当たっての留意事項」に即して処理をしていることの確認を会計責任者に対して行う。

- 過度の負担を監査人に課すことなく、会計責任者に確認を行うことが可能であり、事後に問題が発生した場合でも監査人は政治資金監査マニュアルに基づき監査したとの説明ができる。
- 無償提供については事務所、労務、備品すべて網羅した形で確認することが可能（ヒアリングの対象を限定する必要がない）。
- 無償提供の記載方法について、適正な取り扱いを促すことが可能。

(問題点)

個別の指摘を避け、概括的に確認したことをもって、監査人の責任を果たしたといえるのかと問われるおそれがある。

(案2):

事務所の無償提供については、ヒアリング事項としての明示を避け、政治資金監査実施要領（会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項）中の「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものとする」部分で対応することとする。

- 無償提供についてヒアリングで確認すべきことにつき、政治資金監査マニュアル上は明示されないため、監査人側は受け入れやすい。
- 政治資金規正法の違反が疑われるような事例に監査人が気づいた場合には、個別に指摘することが可能であり、政治資金規正法の違反是正につながる。

(問題点)

ヒアリングの対象とするかどうかを任意事項とすることで対応が不統一になるおそれがある。